

指定地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業 重要事項説明書

1、事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0428-23-4038

担当 生活相談員 ※ご不明な点は何でもお尋ねください。

2、事業者

法人の名称	社会福祉法人 真光会
法人の所在地	〒198-0052 東京都青梅市長淵4丁目377番地
代表者氏名	理事長 志水 守
電話番号/FAX番号	0428-23-4038 / 0428-23-4039

3、当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンター CLUB RIVER
所在地	〒198-0052 東京都青梅市長淵4丁目377番地
電話番号/FAX番号	0428-23-4038 / 0428-23-4039
指定年月日	平成25年12月1日 (指定地域密着型通所介護) 平成29年4月1日 (軽度者向けの通所型サービス) 平成30年4月1日 (国の基準による通所型サービス)
事業の種類	指定地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業 (国の基準による通所型サービス、軽度者向けの通所型サービス)
介護保険指定番号	1372801769
サービス提供地域	青梅市

(2) 同事業所の職員体制

契約書別紙のとおりです。

(3) 同事業所の設備の概要

定員	15名/日、軽度4名/日	静養室	1 (5.16 m ²)
食堂兼機能訓練室	1 (57.83 m ²)	相談室	1 (15.25 m ²)
浴室	1 (一般型ヒバ浴槽)	送迎車両	3台

(4) 営業時間及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日

休業日 土曜日・日曜日及び年末年始(12月29日から1月3日)

営業時間 午前8時45分から午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時30分から午後4時45分まで

※夜間及び休日の対応は、併設の特別養護老人ホームリバーパレス青梅(0428-23-4038)を窓口とし、24時間常時連絡が可能な体制とします。

4、サービス内容

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを行います。

- ・ 排泄の介助 ・ 移動、移乗の介助 ・ 養護
- ・ その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

- ・ 衣類着脱の介助 ・ 身体の清拭、整髪、洗身
- ・ その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

食事を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。

- ・ 食事の準備、配膳・下膳の介助 ・ 食事摂取の介助
- ・ その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行います。

(5) アクティビティー・サービスに関すること

利用者が、生きがいをもち、加齢や障害等に伴う生活の支障を軽減できるようアクティビティーサービスを実施します。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図ります。

- ・ レクリエーション ・ 制作活動 ・ 行事的活動 ・ 体操
- ・ 各種療法

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行います。

- ・ 送迎 ・ 移動、移乗動作の介助

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

5、サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

①まずは、お電話等でお申し込みください。

②当事業所職員がお伺いいたします。なお、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

③通所介護計画又は介護予防日常生活支援総合事業に関する計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業所に依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保健施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定・要支援認定・事業対象者が非該当（自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、または利用者やその家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6、当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 運営の目的

社会福祉法人真光会が開設するデイサービスセンターCLUB RIVER（クラブリバー）が行う指定通所介護及び介護予防日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者が、要介護状態又は要支援状態、事業対象者となる高齢者に対し適正な通所介護等を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

① 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います。

② 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) サービス利用のために

事項	有無	備考
時間延長の可否	○	希望される方はお申し出下さい。
従業者への研修の実施	○	事業計画に定め定期的に実施
サービスマニュアルの作成	○	介護、設備等各種マニュアル作成

(4) サービス利用にあたっての留意事項

・ 送迎時間の連絡・・・利用日の前日（前営業日）までにご自宅へお迎えにあがる時間を連絡いたします。

- ・食事のキャンセル・・・サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取していただきます。キャンセルする場合は午前9時30分までにご連絡いただくことでご負担なくキャンセルすることができます。
- ・飲酒、喫煙・・・飲酒、喫煙はお断りいたします。
- ・時間変更・・・利用時間の変更を希望される場合はお申し出下さい。
 - ・設備、器具の利用・・・本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償いただく場合があります。
 - ・所持品等の持込・・・他の利用者に迷惑になる物の持ち込みはお断りさせていただきます。
 - ・金銭、貴重品の管理・・・必要以上の金銭は所持しないで下さい。金銭の貸借、盗難等について当事業所では責任を負いかねます。
 - ・宗教活動・・・他のご利用者への宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
 - ・ペットの持ち込み・・・原則としてペットの持ち込みはお断りいたします。

7、緊急時の対応方法

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所にも連絡します。

緊急連絡先		
氏名①	②	③
住所①	②	③
電話①	②	③
関係①	②	③
主治医		
病院又は診療所名		
医師名		
住所		
電話		

※サービスを中止した場合は、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

8、非常災害対策

地域における防災協定の締結、消防との連携、定期の消防訓練、必要な設備の維持管理、また、万一の事体に備え、特別養護老人ホームリバーパレス青梅との連携体制を図り、非常災害による被害を防止します。

- ・防災設備・・・自動通報システム、消火栓、スプリンクラー、消火器

9、サービス内容に関する相談・苦情

社会福祉法人真光会で定める「福祉サービスに関する苦情解決実施要綱」に基づき適切に対応いたします。

サービス相談・苦情受付窓口	
担当 生活相談員	電話 0428-23-4038
※ 担当者が不在の時は、基本的事項については他の職員が対応し担当者に引き継ぐこととします。	
苦情解決責任者	管理者
当事業所以外のサービス相談・苦情窓口等	
青梅市役所 介護保険課	電話 0428-22-1111
国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0177

10、事故発生時の対応方法、損害賠償について

利用者に対する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止責任者	管理者
---------	-----

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

12、身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本位または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対し危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13、衛生管理について

(1) 地域密着型通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 地域密着型地位所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業において感染症

が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

14、提供するサービスの第三者評価の実施状況について

第三者による評価の実施状況	1. あり	直近の実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示状況	1. あり 2. なし
2. なし			

15、個人情報の取り扱いについて

(1) 個人情報の収集は、その利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集します。

(2) 個人情報の使用は、同意を得た利用目的の達成に必要な範囲内において適正に使用します。個人情報保護法ならびに、当該法人における個人情報保護ガイドラインに基づき、適切な情報の管理を行います。

(3) 同意又は依頼のない限り、個人情報を第三者に提供することはいたしません。同意・依頼の下で、個人情報の提供・預託を行う場合においても、提供・預託先が適正に管理するよう監督いたします。

16、業務継続計画について

(1) 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17、ハラスメントについて

事業所は、適切な地域密着型通所介護・介護予防日常生活支援総合事業を確保する観点から、従業員又は利用者等から職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18、当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 真光会
代表者役職・氏名	理事長 志水 守
所在地・電話番号	東京都青梅市長淵4丁目377番地 Tel0428-23-4038
定款の目的に定めた事業	1 特別養護老人ホーム喜久松苑 2 特別養護老人ホームリバーパレス青梅 3 特別養護老人ホーム第二喜久松苑 4 喜久松苑デイサービスセンター 5 老人短期入所事業喜久松苑 6 老人短期入所事業リバーパレス青梅 7 老人短期入所事業第二喜久松苑 8 喜久松苑居宅介護支援事業所 9 居宅介護支援事業所リバーパレス青梅

- 10 デイサービスセンターリバーパレス青梅
- 11 デイサービスセンター CLUB RIVER
- 12 特別養護老人ホームリバービレッジ杉並
- 13 小規模多機能型居宅介護リバービレッジ杉並
- 14 その他これに付随する業務

営業所数	特別養護老人ホーム	4カ所
短期入所生活介護		3カ所
通所介護		1カ所
居宅介護支援		2カ所
	認知症対応型通所介護	1カ所
	地域密着型通所介護	1カ所
	小規模多機能型居宅介護	1カ所

当事業所は、指定地域密着型通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者
所在地 東京都青梅市長淵4丁目377番地
名称 社会福祉法人真光会
デイサービスセンター CLUB RIVER

説明者名 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業についての重要事項の説明を受け、十分理解のうえ承諾しました。

令和 年 月 日

利用者

氏 名 _____ 印

代理人

氏 名 _____ 印

利用者との関係